

求められる地方交付税制度の抜本改革

— 自立と自己責任に基づく地方自治の確立に向けて —

2001年8月29日

株式会社 日本総合研究所
調査部
金融・財政研究センター

地方交付税制度の概要

1. 総額(マクロ)の決定

・マクロの総額は所得税、酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%、たばこ税の25%の合計額に、過去の清算分(過年度の計画と決算の差額)を加減した額。

・このうち、94%を普通交付税、6%を特別交付税として、以下の要領で各自治体に交付。

2. 各自治体(ミクロ)の地方交付税

・普通交付税は基準財政需要額が基準財政収入額を超える自治体に、その差額(財源不足額)が交付される。

・マクロの総額と各自治体の財政不足額の合計が一致するとは限らない。財源不足額の合計がマクロの総額を超える場合には、法定された数式に従って、各自治体への交付額が調整される。それでも超える場合には、財政融資資金からの借入や一般会計による加算、上記税収の掛け目の変更が行なわれる。

・特別交付税は、災害や企業業績の悪化などに伴う、不慮の歳出増、歳入減に対して交付される。

基準財政需要額 47.0兆円

基準財政収入額 26.9兆円	普通交付税 20.1兆円
-------------------	-----------------

留保分 20~25%	地方税・ 地方特例交付金等	譲与税等
---------------	------------------	------

(注)数字は2000年度当初算定。

3. 基準財政需要額の算定

基準財政需要額は、行政に必要な一般財源を算定するもの。経費(行政項目)毎に、「単位費用×測定単位×補正係数」で算出し、合計したものが各自治体の基準財政需要額。

補正係数の種類

種別補正	測定単位の種類の違いによるコスト差を補正		
段階補正	測定単位の量の増加に伴う「規模の経済」を考慮		
密度補正	人口密度や面積あたり交通量など「密度」の大小によるコストの高低を補正		
態様補正	普通補正	行政質量差によるもの	「都市」、「農村」、「離島」といった程度の違いによるコスト差を補正
		行政権能差によるもの	法令に基づく行政権能差によるコスト差を補正
	経常態様補正		普通補正で補足出来ない経常的な態様の違いによるコスト差を補正
	投資様態補正	投資補正	公共投資の必要度を考慮
事業費補正		公共投資に実際に係る費用である地方債の元利償還分を考慮	
寒冷補正	寒冷・積雪地域におけるコスト増を考慮。給与差、寒冷度、積雪度の3種類		
数値急増補正	人口急増に伴う急激な財政需要増に対応するための補正		
数値急減補正	人口が急減しても行政コストを急速に減らせないことへの対応		
合併補正	市町村合併時のコスト増に対応するための補正		
財政力補正	地方債の元利償還の返済能力の差異を補正		

4. 基準財政収入額の算定

「標準的な地方税収(注)×算入率+地方譲与税等」

算入率:都道府県(80%)、市町村(75%)

(注)地方税や地方特例交付金等。過去の実績値等を基礎に算定される。

地方交付税制度の役割

地方交付税は用途の限定されない一般財源として、自主財源の乏しい自治体に対して、国から地方に移転される財源。地方財政において以下のような役割を果たしている。

1. 財源の乏しい自治体を財源面から支え、ナショナル・ミニマムを保証。
2. 地域間の財政力格差の是正を通じ、行政サービスの水準を同一とすることで、地域間の公平性を確保。

地方交付税制度の問題点

しかしながら、以下の問題点のため、行政を支える財政そのものの悪化の一因に。

- ①地方交付税への依存度の高まりと財源の不足
- ②行きすぎた財源の再配分
- ③地方債の元利償還金が基準財政需要に算入
- ④税収確保のインセンティブが働きにくい
- ⑤歳出抑制のインセンティブが働きにくい

地方交付税への依存度の高まりと財源の不足

地方の歳入に占める国からの移転(地方交付税、国庫支出金など)の比率は37.2%。地方交付税は20.1%。

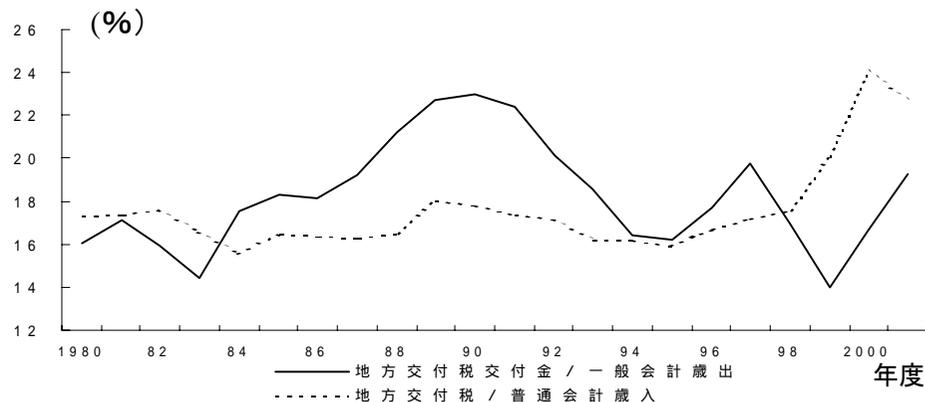
		1999年度	
		兆円	構成比 %
普通会計歳入決算額(純計)		104.0	100.0
依存財源		51.8	49.8
国からの移転		38.7	37.2
	地方譲与税	0.6	0.6
	地方特例交付金	0.6	0.6
	地方交付税	20.9	20.1
	国庫支出金	16.5	15.9
	交通安全対策特別交付金	0.1	0.1
地方債		13.1	12.6
自主財源		52.2	50.2
地方税		35.0	33.7
	分担金及び負担金	0.8	0.8
	使用料及び手数料	2.4	2.4
	財産収入	0.7	0.7
	寄付金	0.1	0.1
	繰入金	2.7	2.6
	繰越金	2.6	2.5
	諸収入	7.8	7.5

一般政府間の資金移転規模は、わが国では、名目GDP比10.9%。この水準はG7諸国のなかで2番目に高い。

(名目GDP比、%)

	日本 1999年度	イギリス 1996年	フランス 1997年	イタリア 1995年	アメリカ 1997年	カナダ 1997年	ドイツ 1997年
他の一般政府部門からの移転							
中央政府	0.4	0.7	0.0	2.9	0.1	0.1	0.3
地方政府	7.7	8.4	2.9	7.1	2.8	6.4	5.2
社会保障基金	2.9	0.4	3.3	3.8	0.8	0.0	3.0
合計	10.9	9.4	6.3	13.8	3.6	6.4	8.5
他の一般政府部門への移転							
中央政府	10.2	8.1	5.7	10.9	3.5	2.9	4.9
地方政府	0.7	0.0	0.1	0.1	0.0	3.5	3.5
社会保障基金	0.1	0.7	0.4	3.0	0.0	0.0	0.1
合計	10.9	8.8	6.3	13.9	3.5	6.4	8.5

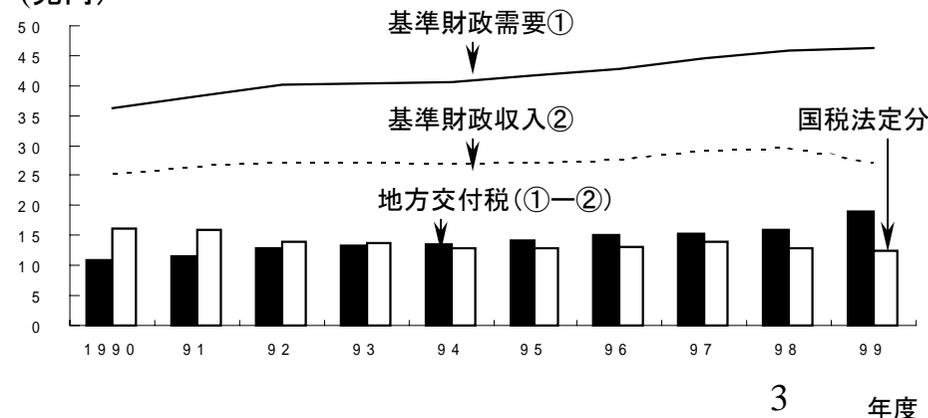
地方の普通会計歳入に占める地方交付税の割合は、足許急上昇。



決算ベース。2000年度の国は補正後、2001年度は予算。地方の2000、2001年度は地方財政計画。

国税収入の伸び悩みを背景に、地方交付税の財源不足が深刻化。

(兆円)

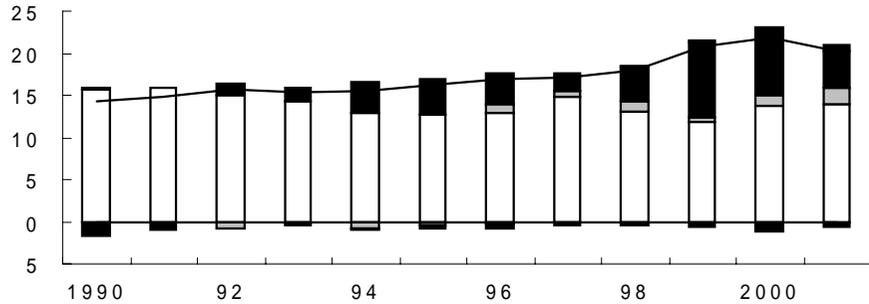


決算ベース。国税法定分は、所得税、法人税、消費税、酒税、たばこ税収入の決算額に交付税率を掛けて算出した。

借金による地方交付税財源の確保

地方交付税の財源不足は、一般会計での加算金や特別会計借入金で補われている。

(兆円)



国税のうち法定分 一般会計での加算
 地方交付税特別会計借入金 剰余金の活用等
 借入金利子・償還 交付税交付金額

1999年度までは最終、2000年度は補正、2001年度は計画。

2001年度地方交付税の積算

(億円)

地方交付税	203,498
一般会計分	159,211
国税5税	139,731
所得税・酒税	65,264
法人税	42,384
うち交付税率引上分	4,499
消費税	29,881
たばこ税	2,203
精算分	870
加算額	2,013
加算額	3,970
臨時財政対策特例加算額	14,368
交付税特別会計分	44,286
交付税特会借入金	43,487
借入金等利子充当分	6,329
剰余金の活用	1,800
前年度からの繰越	5,328

加算額①＝平成8～13年度の交付税特別会計借入金のうち国負担分に係る利払い

加算額②＝補助金の一般財源化に伴う財源の保障や平成7年度以前の交付税特別会計借入金の利払い等

そもそも、地方財政全体で14兆円の財源不足。この財源不足は、地方債の発行や償還繰延べ等で賄われている。地方交付税の加算金等は、こうした地方の財源不足の補填手段の一部。

平成13年度 恒久的な減税に係る補填措置

(億円)

平成13年度新規財源不足額	34,330
地方税の減収	19,793
たばこ税の一部移譲	1,328
法人税の交付税率の引上げ	4,499
地方特例交付金	9,018
減税補填債	4,948
国税の減収による地方交付税への影響	14,537
交付税特別会計借入	7,267
国負担	7,267
地方負担	7,269

平成13年度 財源不足の補填措置

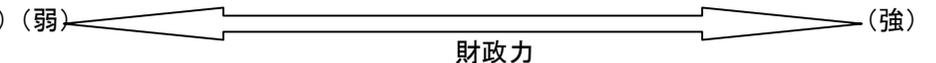
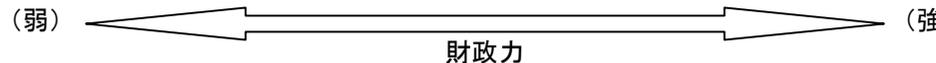
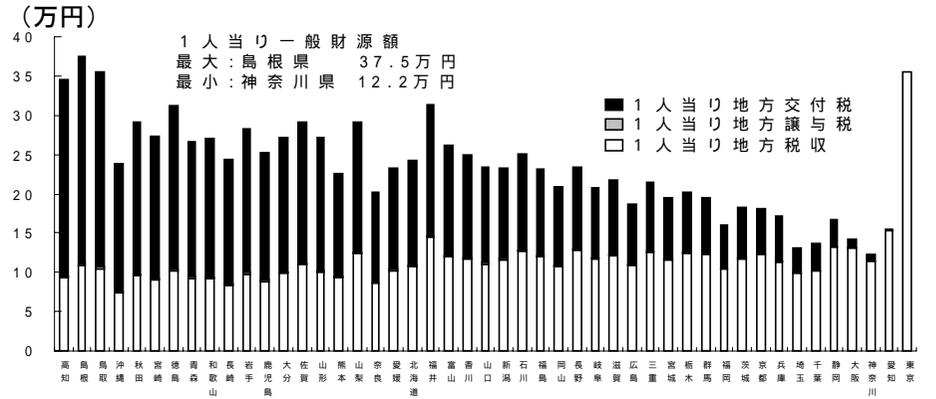
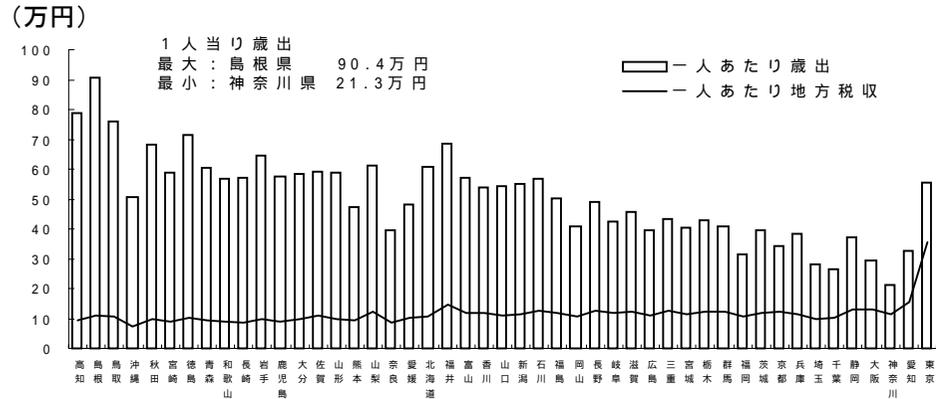
(恒久的な減税影響分を除く)

(億円)

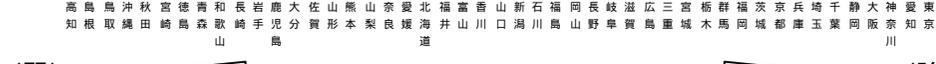
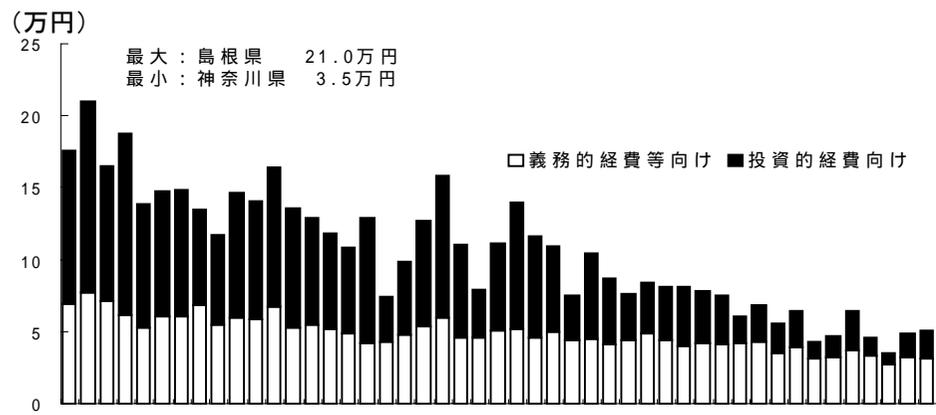
財源不足額(恒久的減税分を除く)	105,923
特別会計借入金の償還繰延べ(平成19年度以降)	17,334
財源対策債	25,300
一般会計加算(既往法定分)	5,695
一般会計加算(臨時財政対策分)	14,368
交付税特別会計借入	28,738
国負担	14,369
地方負担	14,369
臨時財政対策債	14,368
利払いに充てる地方債	120

行きすぎた財源の再配分

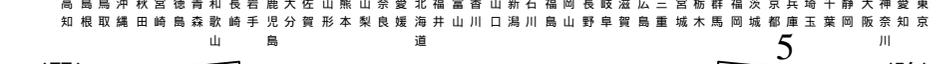
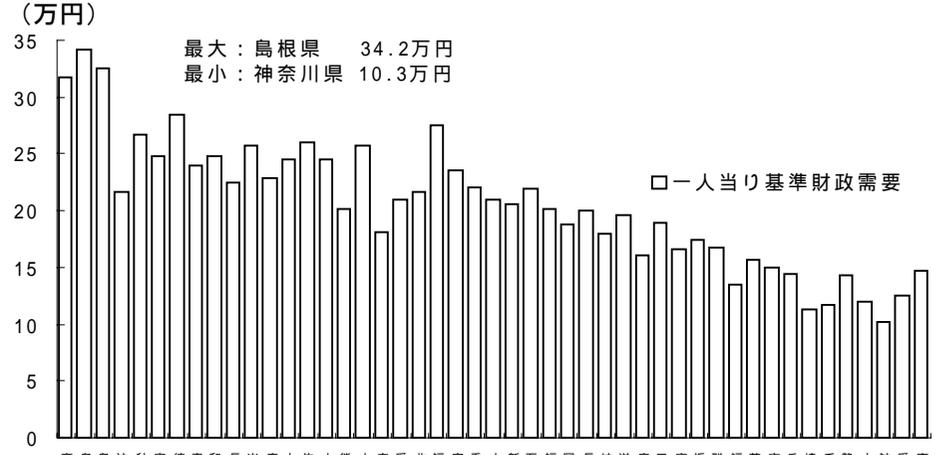
1人当りの歳出を都道府県別にみると、財政力の弱い地域ほど地方交付税による再配分の結果、1人当り一般財源は財ど大きい。それに比べ、1人当り税收の偏在の程度は小さい。財政力の弱い地域ほど多い(東京都を除く)。



1人当りの国庫支出金額(歳入)を都道府県別にみると、財政力の弱い地域ほど大きい。経費別にみると、投資的経費向けの方が、その傾向が強い、



1人当り基準財政需要額をみると、財政力の弱い地域ほど大きい。



都道府県の財政力指数

財政力指数＝(基準財政収入÷基準財政需要)の3年平均

1.0以上	1.0～0.8	0.8～0.5	0.5～0.4	0.4～0.3	0.3未満
東京 1.085	愛知 0.941	静岡 0.723	岐阜 0.497	福井 0.385	岩手 0.295
	神奈川 0.861	千葉 0.698	長野 0.477	北海道 0.382	長崎 0.288
	大阪 0.855	埼玉 0.698	岡山 0.454	愛媛 0.374	和歌山 0.286
		兵庫 0.597	福島 0.45	奈良 0.369	青森 0.284
		京都 0.59	石川 0.437	山梨 0.351	徳島 0.278
		茨城 0.572	新潟 0.434	熊本 0.349	宮崎 0.277
		福岡 0.57	山口 0.411	山形 0.311	秋田 0.276
		群馬 0.554	香川 0.406	佐賀 0.31	沖縄 0.248
		栃木 0.545	富山 0.401	大分 0.305	鳥取 0.247
		宮城 0.522		鹿児島 0.305	島根 0.23
		三重 0.514			高知 0.218
		広島 0.511			
		滋賀 0.504			

地方交付税改革と財政構造改革は密接不可分

地方交付税制度は、わが国の財政システムを支える重要な機能を果たす。したがって、その改革にあたっては、単なる規模の削減や配分方法の見直しだけでは不十分。改革にあたっては、国の一般会計、特別会計、財政投融资、税制度、地方財政といったわが国財政制度全体を視野に入れるべき。（本レポートは、こうした観点から、地方交付税制度改革の中期的な方向性を提言する）

現在、わが国財政は、以下の視点からの抜本的な構造改革に迫られており、地方交付税制度改革にもこうした視点が不可欠。

財政構造改革の最終目標＝将来の高齢化社会に相応しい財政システムの構築

1. 財政の持続可能性の確保

まず、10年程度の期間で、現在の財政の抱える非効率や無駄の徹底的な排除を通じた財政の健全化をはかる。現在の公的部門の債務残高を前提とすると、財政の持続可能性の確保には、以下のように極めて厳しい歳出削減が必要。

- ①公共投資の35%削減(1980年代の水準への回帰)
- ②政府消費の抑制(前年比横這い)
- ③社会保障給付費の増勢の抑制(前年比増加率をGDP並に抑制)

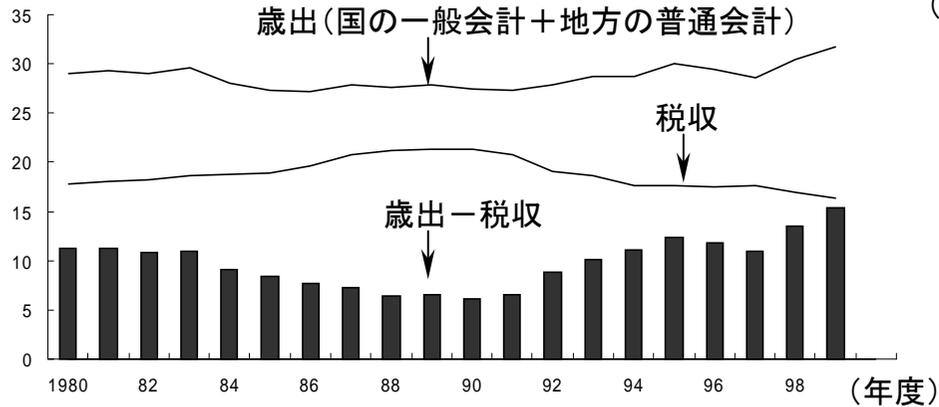
財政構造改革なしで財政の持続可能性を確保する場合、消費税率換算16.4%に相当する増税が必要。

2. 高齢化に伴う財政負担増加を賄うための財源の確保

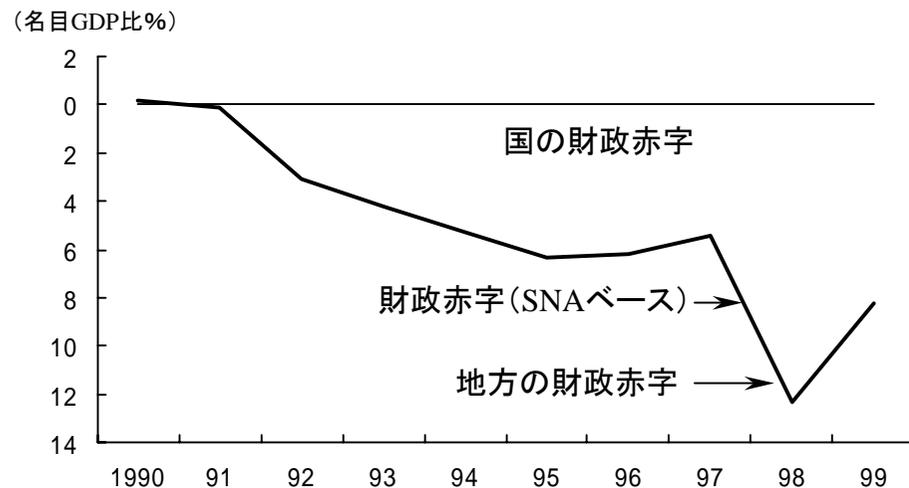
新たに財源を確保し、高齢化に伴う財政負担の増加を賄う。高齢化に伴う追加的な財政負担額は、財政構造改革を行なったとしても、消費税率換算で5.2%に相当。増税など国民にある程度の追加負担を求めることも選択肢(ただし、財政の非効率や無駄が排除されていることが大前提)。

財政赤字額は表面上国の方が多い

わが国財政(国+地方)の歳出と税収の格差は拡大傾向。
99年度決算では、歳出純計額の163.2兆円に対し、税収は84.2兆円。
(名目GDP比%)

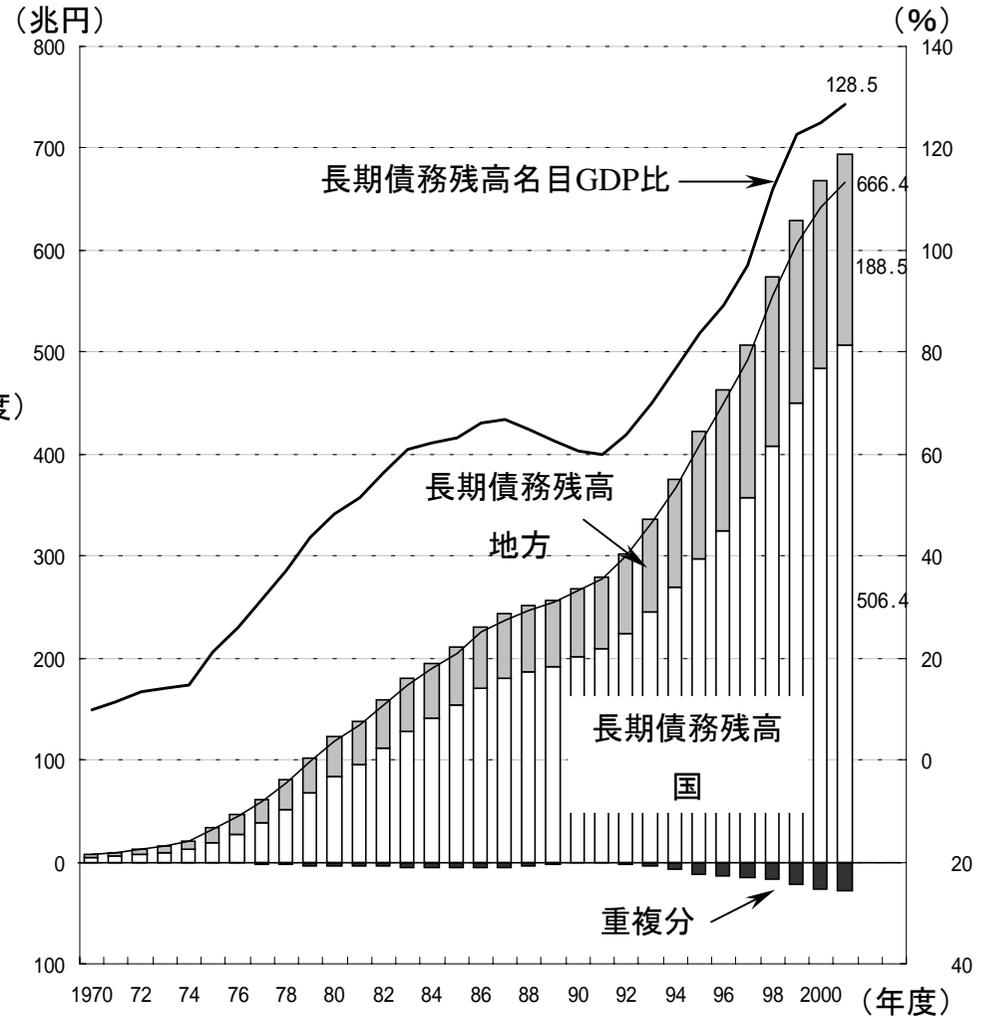


国・地方別の財政赤字額(SNAベース)をみると、地方に比べて国の赤字が大きく、99年度には、国が34.8兆円、地方が7.3兆円。



(注)2000年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継分(26.3兆円、名目GDP比5.1%)を含む。

国及び地方の長期債務残高は2001年度末に、名目GDP比1.3倍の666兆円に達する見込み。うち、国は506.4兆円と76%を占める。



(注)重複分は交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の地方負担分 9

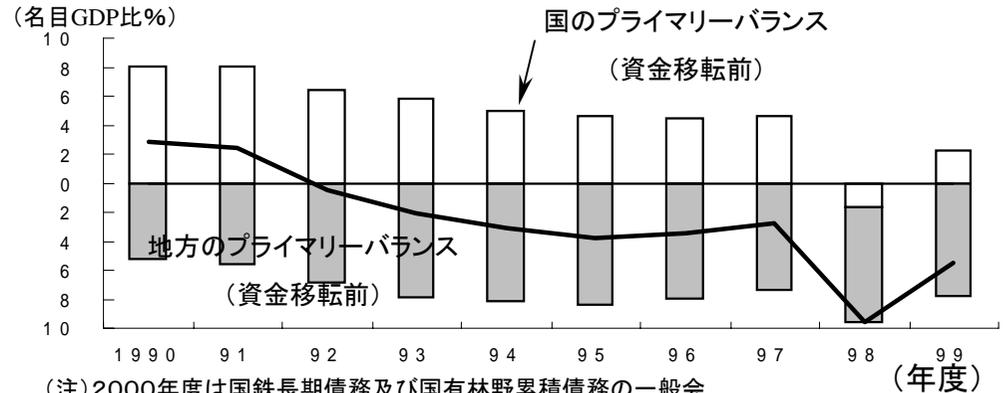
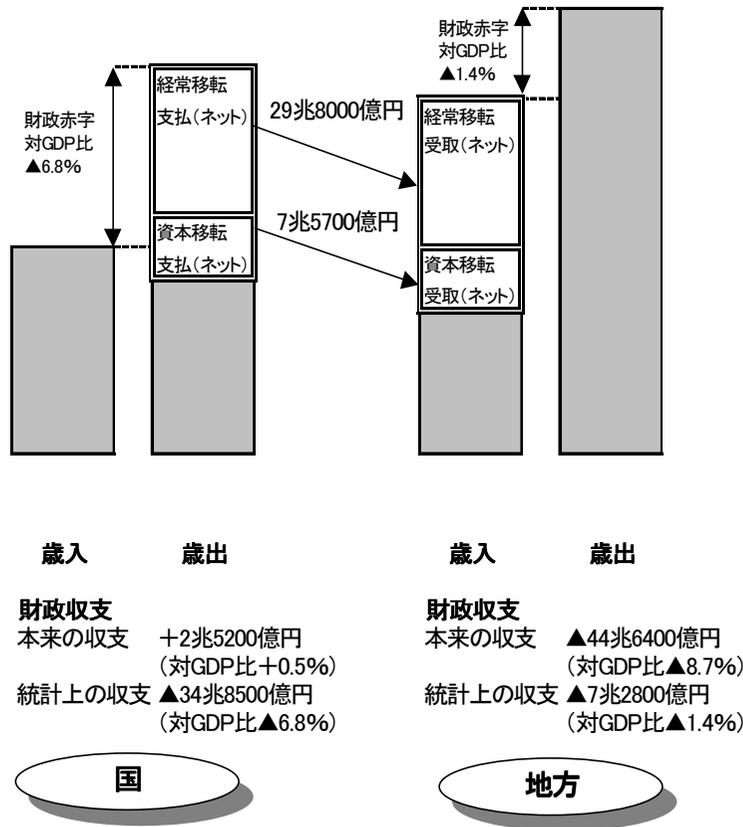
(年度)

国の赤字の一部は実質的に地方の赤字

国から地方へは多額の資金が移転。99年度の移転額は、ネットで37兆円。資金の移転前の収支をみると、国は黒字となる。

90年代の資金移転前のプライマリーバランスの推移をみると、国の黒字が縮小する一方、地方の赤字が拡大する事によって、プライマリー赤字が拡大。

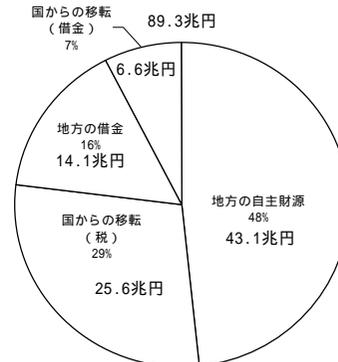
国と地方の移転概念図



(注) 2000年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継分(26.3兆円、名目GDP比5.1%)を含む。

地方歳入の内訳

(2001年度計画)



地方の自主財源＝地方税、譲与税、使用料及び手数料、雑収入

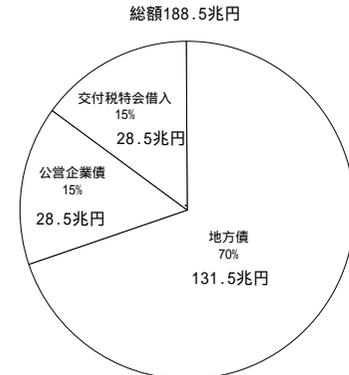
国からの移転(税)＝交付税特会借入以外の交付税、地方特例交付金、投資的経費以外の国庫支出金

地方の借金＝地方債、地方負担の交付税特会借入

国からの移転(借金)＝国負担の交付税特会借入、投資的経費の国庫支出金(建設国債によると仮定)

普通会計の借金の内訳

(2001年度計画)



(注1) 1999年度SNAベース。

(注2) 移転前の数値(社会保障基金を除く)は日本総合研究所推計。

持続可能な財政のための地方交付税制度改革①

— 国に求められる10兆円規模の歳出削減 —

I. 歳出(▲27.3兆円)

1. 一般歳出(▲10.4兆円)

(地方公共団体向け補助金)

・公共事業に対する国庫補助負担金(災害復旧事業関係を除く)の段階的縮小・廃止。(▲4.4兆円)

(地方公共団体向け補助金以外)

・直轄事業費の80年代の平均水準への回帰。(▲1.7兆円)

・その他の一般歳出(特殊法人・民間団体への補助金を含む)の削減。(▲4.3兆円)

2. 地方特例交付金を廃止。(▲0.9兆円)

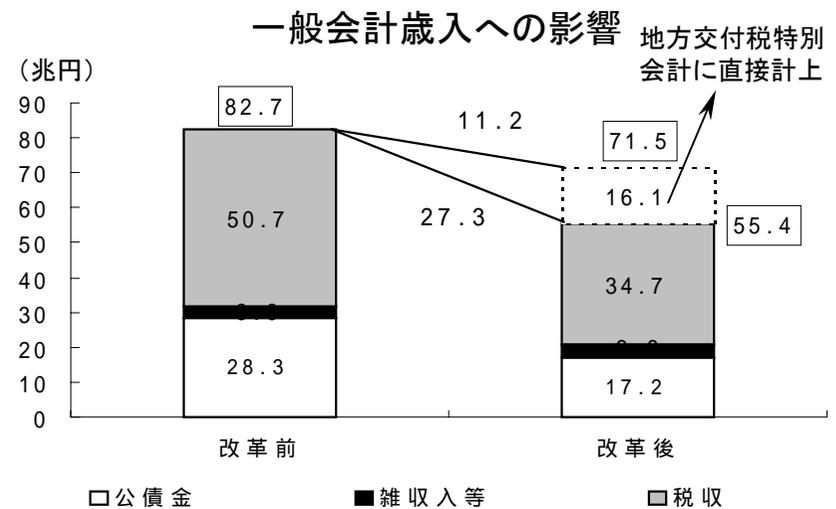
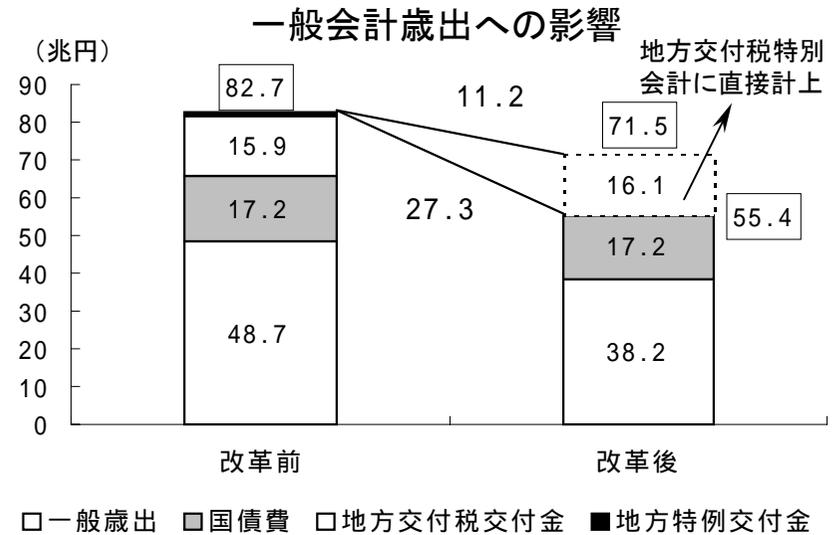
3. 地方交付税交付金を税収の32%程度の規模を確保(+0.2兆円)(注)。一般会計の歳出に計上せず、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に計上。(▲16.1兆円)

(注)プライマリー均衡後の歳入から、国債費と構造改革後の一般歳出を除くと16.1兆円(税収比31.7%)。

II. 歳入(▲27.3兆円)

1. 公債金収入を国債費と同額(プライマリー均衡)とする。(▲11.1兆円)

2. 税収のうち、地方交付税分は、一般会計に計上せず、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に計上。(▲16.1兆円)



持続可能な財政のための地方交付税制度改革②

－地方の歳出削減規模▲13.5兆円－

I. 歳出(▲13.5兆円)

1. 投資的経費の削減(▲10.9兆円)

- ・国直轄事業負担金の段階的縮小・廃止。(▲1.1兆円)
- ・補助金廃止の影響分。(▲4.4兆円)
- ・単独事業費、補助事業の地方負担分のPFI移行による25%削減(注)。(▲5.4兆円)

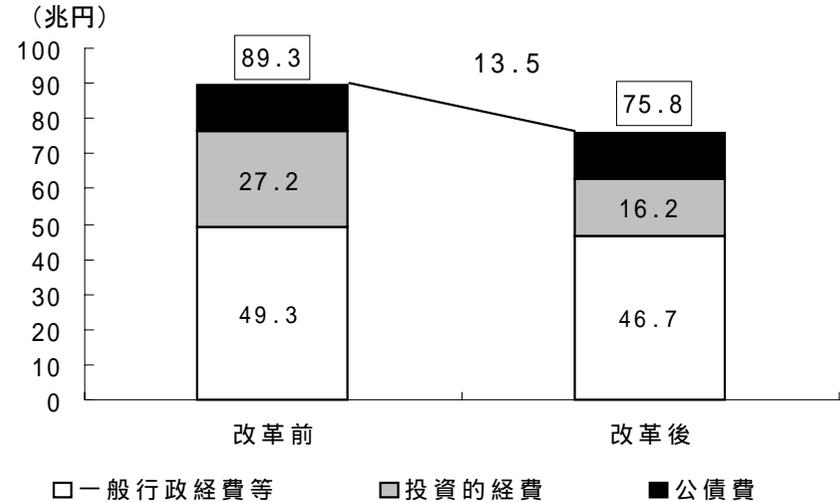
(注)事業自体は継続される。

2. 一般行政経費等(公債費を除く)の地方負担分のコスト削減(▲2.6兆円)

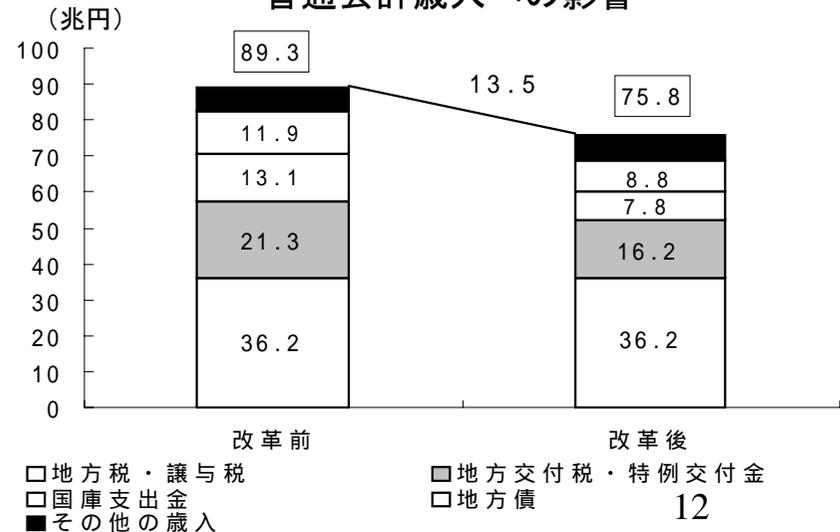
II. 歳入(▲13.5兆円)

1. 地方交付税制度改革の影響。(▲4.2兆円)
2. 地方特例交付金の廃止。(▲0.9兆円)
3. 公共事業に対する補助金の縮小・廃止の影響。(▲4.4兆円)
4. 特定財源(税によるもの)による交付金(国庫支出金)の廃止。(▲0.9兆円)
5. 投資的経費削減の地方債への影響。(▲3.1兆円)

普通会計歳出への影響



普通会計歳入への影響



持続可能な財政のための地方交付税制度改革③

－地方交付税制度改革－

I. マクロの総額(地方歳入ベース▲4.2兆円)

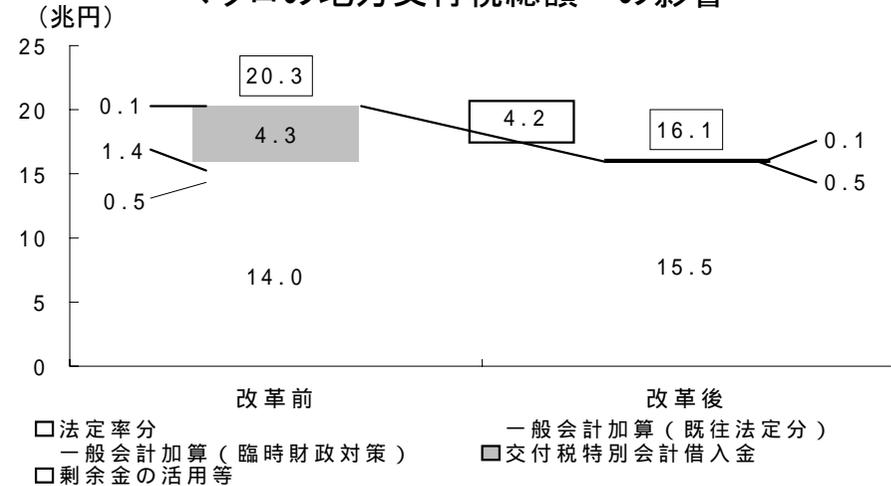
1. 交付税額を国税収入の32%程度で固定。
2. 財源は一般会計を通さず、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に計上。
3. 交付税特別会計での加算は剰余金の活用と前年度からの繰越金のみとする。

II. ミクロの交付額

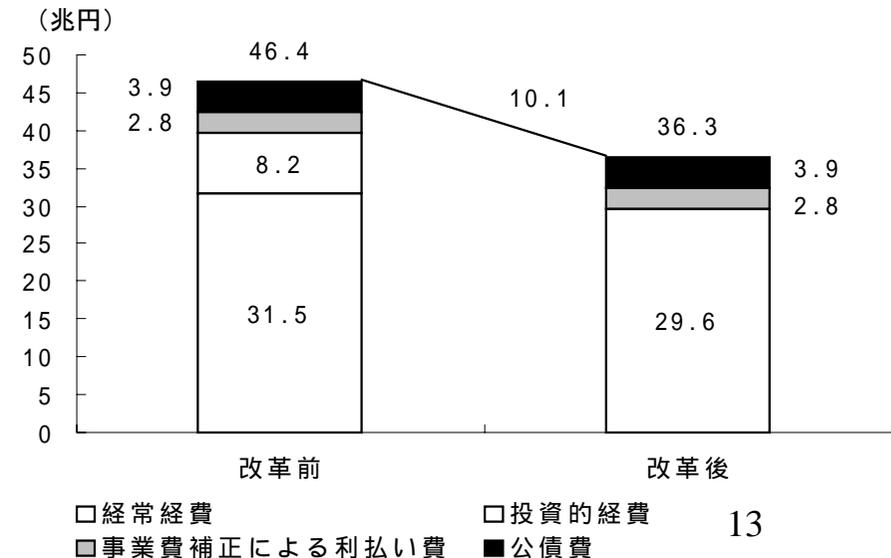
1. 基準財政需要額の削減(▲10.1兆円)
 - ・経費削減による経常経費の減少(▲1.9兆円)
 - ・投資的経費を算入しない。(▲8.2兆円)
 - ・元利償還金の算入は既発地方債分のみとする。
 2. 基準財政収入額(▲7.8兆円)
 - ・算入率を20%ポイント引下げる。(76.6%(注)⇒56.5%に)

(注)99年度決算より算出した平均値。
 3. 上記の改革後、各自治体の地方交付税額が改革前の額を超える場合(注)は、改革前の額とする。
- (注)歳出に占める公共投資比率が小さく、税収規模の大きい大都市圏で発生し得る。

マクロの地方交付税総額への影響



基準財政需要額への影響



(注)改革前の数字は、2001年度地方財政計画をベースにした推計値。

基準財政需要の費目別需要額

		基準財政需要額（平成12年度）			
		経常的経費	投資的経費	その他の経費	
合計		470,216	319,219	113,795	37,201
警察費		24,097	24,097	-	-
消防費		17,312	17,312	-	-
土木費		77,907	23,163	54,744	-
道路橋梁費		42,733	12,694	30,039	-
河川費		2,996	352	2,644	-
港湾費		1,824	784	1,040	-
都市計画費		5,251	1,748	3,503	-
公園費		2,257	1,342	915	-
下水道費		7,312	2,564	4,748	-
その他の土木費		15,534	3,679	11,855	-
教育費		105,826	96,058	9,768	-
小学校費		35,763	31,691	4,072	-
中学校費		19,883	17,579	2,304	-
高等学校費		24,029	21,796	2,233	-
特殊教育諸学校費		5,576	5,157	419	-
その他の教育費		20,575	19,835	740	-
厚生労働費・厚生費		93,819	87,847	5,972	-
生活保護費		6,778	6,778	-	-
社会福祉費		18,534	16,790	1,744	-
衛生費		6,619	6,619	-	-
保健衛生費		11,207	11,207	-	-
高齢者保健福祉費		33,195	31,643	1,552	-
労働費		988	988	-	-
清掃費		16,498	13,822	2,676	-
産業経済費		25,368	15,302	10,066	-
農業行政費		14,023	6,955	7,068	-
林業行政費		2,711	919	1,792	-
水産行政費		596	421	175	-
商工行政費		6,321	6,321	-	-
その他の産業経済費		1,717	686	1,031	-
その他の行政費		88,686	55,441	33,245	-
企画振興費		21,842	10,132	11,710	-
徴税費		8,839	8,839	-	-
戸籍住民基本台帳費		2,570	2,570	-	-
恩給費		920	920	-	-
その他の諸費		54,515	32,980	21,535	-
公債費		36,481	-	-	36,481
災害復旧費		2,349	-	-	2,349
辺地対策事業債償還費		738	-	-	738
補正予算債償還費		4,820	-	-	4,820
地方税収減収補填債償還費		4,812	-	-	4,812
地域財政特例債償還費		79	-	-	79
臨時財政特例債償還費		4,614	-	-	4,614
公共事業等臨時特例債償還費		1,497	-	-	1,497
財源対策債償還費		5,012	-	-	5,012
減税補填債償還費		2,896	-	-	2,896
臨時税収補填債償還費		287	-	-	287
地域改善対策特定事業債償還費		426	-	-	426
過疎対策事業債償還費		2,340	-	-	2,340
公害防止事業債償還費		6,301	-	-	6,301
石油コンビナート等債償還費		0	-	-	0
地震対策事業債償還費		8	-	-	8
合併特例債償還費		0	-	-	0
被災者生活再建債償還費		3	-	-	3
災害復興等債利子支払費		299	-	-	299
農山漁村地域活性化対策費		720	-	-	720

・投資的経費(太線枠)は全額基準財政需要に算入しない。ただし、事業費補正による元利償還分(約2.6兆円)は既発地方債に限って算入。新規発行分は算入しない。

・公債費(太破線枠)は、既存分に限って算入

改革前後の普通交付税額と地方税の留保額

<改革前>

(兆円)

基準財政需要額（交付団体）			
41.9			
不交付団体	基準財政収入額（交付団体）	普通交付税	特別交付税
	22.7	19.1	1.2
基準財政収入額			
27.9			
留保分 (8.5)	地方税収・ 地方特例交付金	36.5	

<改革後>

基準財政需要額（交付団体）			
34.0			
不交付団体	基準財政収入額（交付団体）	普通交付税	特別交付税
	18.8	15.2	1.0
基準財政収入額			
20.1			
留保分 (15.5)	地方税収	35.6	

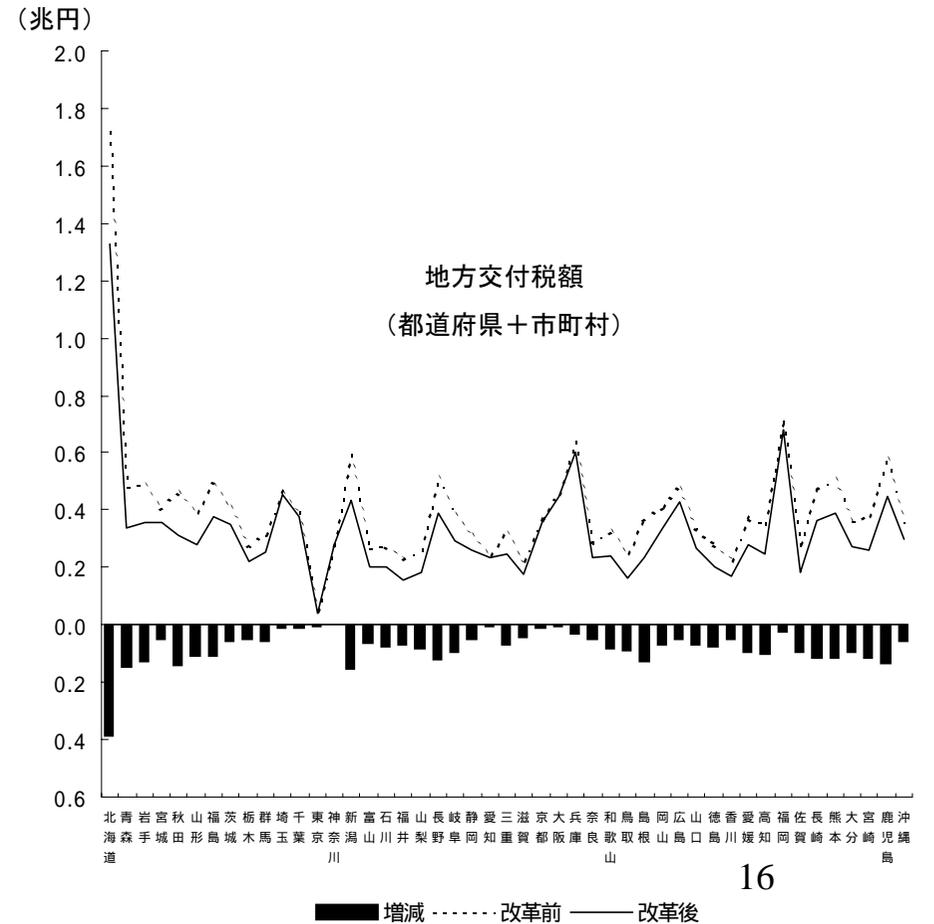
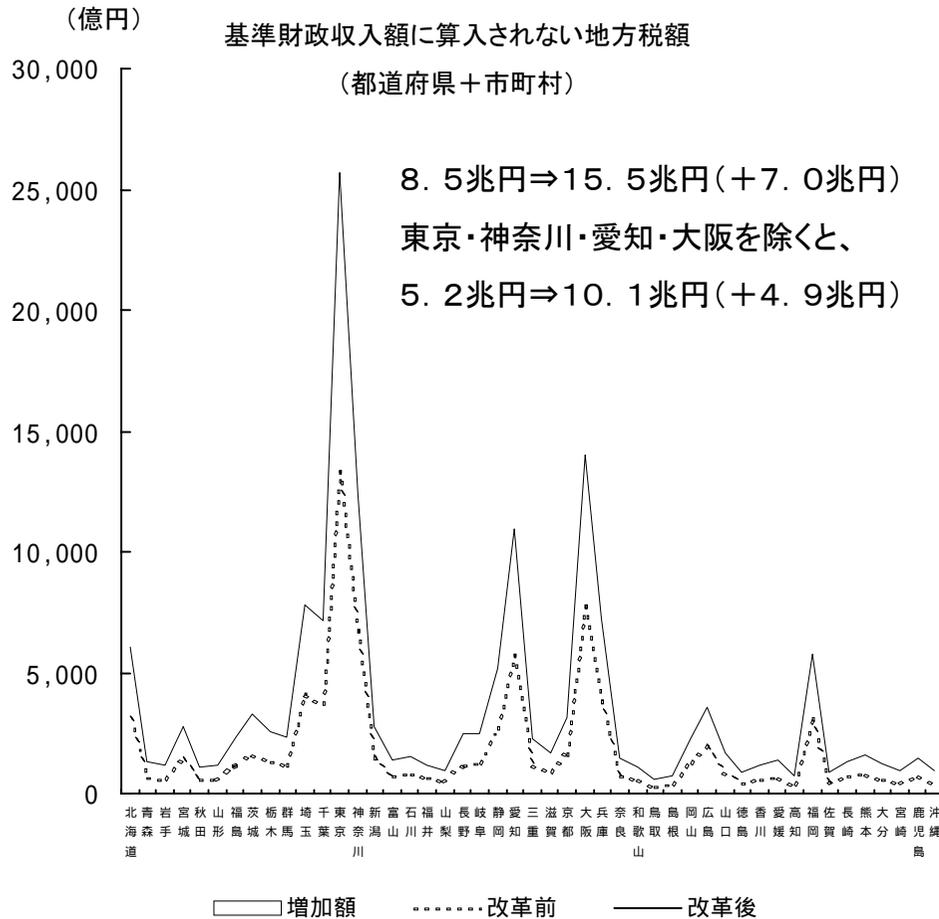
(注)改革前、改革後とも、1999年度決算、2001年度地方財政計画に基づく試算値。

都道府県別の影響

持続可能な財政のための交付税制度改革の結果、各自治体では増収額の43.5%分の歳出増加が可能となる。一方、地方税制度においては、既に住民税の制限税率が撤廃されるなど、地方の裁量権が拡大されており、交付税制度改革によって、特色ある地域行政に向けた独自財源確保の環境が一段と整う事になる。

改革によって、地方交付税額は地方財政全体では4.1兆円減少する。

都道府県別の地方交付税額をみると、地方圏の減少額が大きい。これは、投資的経費を基準財政需要額に不算入とした結果。

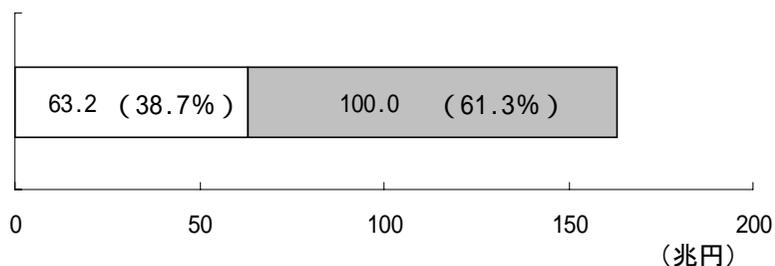


財政構造改革と税源移譲

- ・国から地方への税源移譲を主張する根拠として、歳出に占める国と地方の比率が2対3である一方、税収に占める国と地方の比率が3対2であることが指摘される。
- ・しかしながら、実際には、地方交付税等によって、国の税源の一部は実質的に地方に移譲されている。
- ・国と地方の歳出に占める地方の割合が61.3%である一方、税収総額に占める移転後の地方税収の割合は、57.8%となっており、国と地方の比率は両者とも概ね2対3。

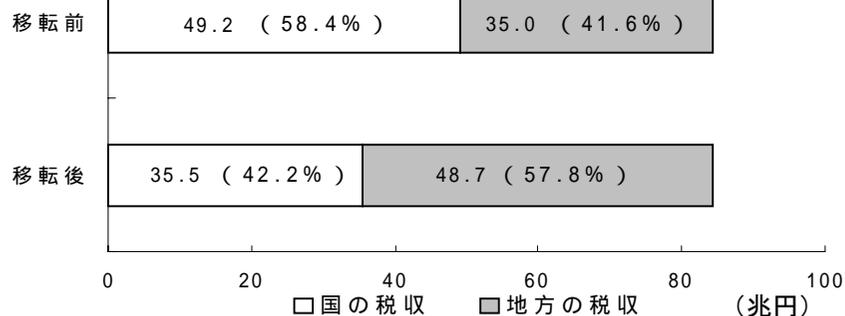
- ・本レポートでの改革後の歳出総額に占める地方の割合は、60.0%。一方、税収総額に占める移転後の地方税収の割合は、59.9%となり、改革の結果、既存の歳出配分と税配分の僅かな歪みも是正される。
- ・単なる地方財源充実や歳出と税収のバランスを確保するための税源移譲は不要であり、むしろ、国と地方の歳出構造の見直しに注力すべき。

国・地方の歳出純計163.2兆円
(平成11年度決算)



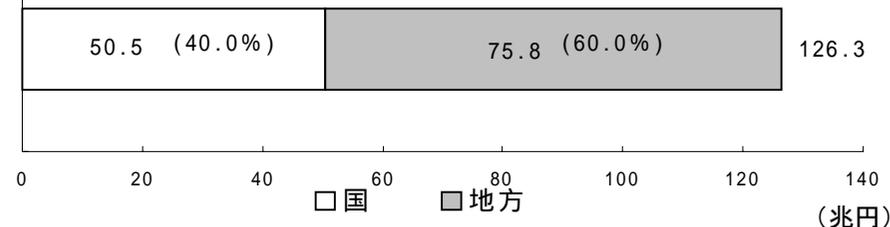
□国の歳出 □地方の歳出

国・地方の税収合計84.2兆円
(平成11年度決算)

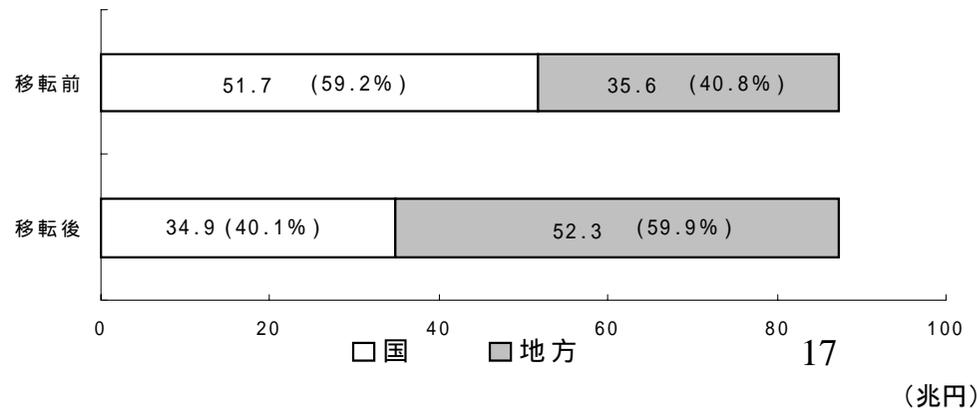


□国の税収 □地方の税収 (兆円)

国 + 地方の歳出額 (純計)
(2001年度予算、地方財政計画に基づく推計値)



改革後の税収 (移転前 移転後)
国 + 地方の税収総額 (87.3兆円)



□国 □地方 17

(兆円)

税源移譲の視点

1. 地方の財源の充実のために、単に税源を国から地方に移すだけでは、改革として不十分ばかりか、かえって有害である可能性。

税源移譲を行なう目的として、以下の3点が考えられるが、そもそも現在の税源移譲論議が何を目的にしているかが不明確。加えて、いずれの目的で税源移譲を行なうにしろ、地方交付税制度改革と同様、わが国財政制度全体を視野に入れた議論が必要。

①税源移譲によって国と地方間の歳出と税収のバランスを保つ場合

現状の国と地方の歳出と税収のバランスを比較するだけでは不十分。地方交付税といった現行の事実上の税源移譲を考慮すべき。加えて、そもそも、現状の国と地方の歳出規模が適正か否かという議論が不可欠。

②自由に使える一般財源の充実を目的に、国庫支出金を地方税に振りかえる場合

税源の移譲と同時に、補助金で提供されていた行政サービスの実施主体を地方に変更する議論が必要。この場合、国で行なうべき事業と地方で行うべき事業の峻別が前提となることから、税源移譲は、国と地方の役割分担の見直し論議と密接に関連。

③地方交付税の減額と引き換えに地方税を充実させる場合

都市部では、歳入総額が増加するものの、地方では地方交付税の減額幅が地方税の増加幅より大きくなることで歳入総額が減少する可能性が高い。その結果、地域間の財源格差が拡大する懸念。

2. 将来的に、高齢化進展に伴って地方の財政負担は増大する。その際、消費税増税など国民負担の追加に加えて、贈与税・相続税を地方に移すなど、税源移譲を視野に入れた国と地方の税源のあり方についての議論は不可避。

税源移譲を行なう際には、単に現状の地方の財源不足を解消するためではなく、高齢化社会に相応しい国と地方の役割分担に即した税体系の構築を目的にすべき。

まとめ

1. 問題意識

①2002年度予算の編成過程において、「国債発行を30兆円に抑制する」という目標のもと、地方交付税交付金の見直しが議論の俎上に。しかしながら、地方交付税は国家財政と地方財政の橋渡しとして、わが国の財政システムを支える重要な機能を果たしており、単に国の一般会計の赤字削減のためだけに、安易に見直されるべきではない。

②そもそも、財政構造改革の最終目標は将来の高齢化社会に相応しい財政システムを構築することであり、単に国の一般会計の赤字を削減することではない。財政構造改革は国の一般会計、特別会計、財政投融资、税制度、地方財政といったわが国財政制度全体を視野に入れて行ない、そのもとで、地方交付税制度のあり方について議論すべき。

2. 地方交付税制度改革の方向性

①将来の高齢化社会に相応しい財政システムを目指し、今後10年程度をかけて改革

②国の財政の再構築

- ・公共事業に関する国庫支出金の段階的縮小・廃止。
- ・直轄事業費の80年代平均水準への回帰
- ・その他の一般歳出の削減
- ・地方特例交付金の廃止
- ・地方交付税交付金額を国税収入の32%程度とした上で、一般会計を通さず直接交付税及び譲与税配付金特別会計に計上。(こうすることで、国の歳出削減の手段として、地方交付税が削減される可能性を排除。)
- ・以上の改革を通して、プライマリー均衡を達成。

②地方財政の再構築

- ・国直轄事業負担金の段階的縮小廃止
- ・公共事業に対する国庫補助負担金の段階的縮小・廃止によって補助事業費は存在しなくなる。
- ・単独事業費・補助事業の地方負担分をPFI移行によって25%削減
- ・一般行政経費等の地方負担分のコスト削減

③地方交付税制度の改革

- ・交付額を国税の32%程度に固定した上で、国の一般会計を通さず、直接交付税及び譲与税配付金特別会計に計上
- ・一般行政経費削減によって基準財政需要額の圧縮を図る。
- ・基準財政需要に投資的経費を算入しない。
- ・新規発行の地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入しない。

(以上により、普通会計の歳出削減の実現を担保)

- ・地方税等の基準財政収入への算入率を20%ポイント引き下げる(こうすることで、税収確保のインセンティブの向上を目指す)

3. 改革後の姿

①財政健全化が達成される。

国はプライマリー均衡が達成され、地方は名目GDP比0.8%のプライマリー黒字となる。

②国と地方の歳出と税収バランスが改善する。

改革後の国と地方の歳出と税収のバランスは、国対地方＝40対60となる。

③行きすぎた再配分が是正される。

第一に、公共事業関連の補助金の廃止によって、国庫支出金を通じた再配分の行き過ぎが解消。

第二に、投資的経費を中心とした基準財政需要額の水準の引下げによって、地方交付税額の地域間格差を緩和

④税収確保のインセンティブが向上する。

基準財政収入額への税収等の算入率の引下げ(留保率の引上げ)によって、増収うちの43.5%(現在は20%～25%)分が歳入の増加となる。

⑤歳出削減のインセンティブが高まる。

④とは逆に、減収の場合、そのうち56.5%しか地方交付税で補填されないため、歳入が大きく落ち込み、その分財政削減圧力が高まる。

本レポートに関するご紹介は、下記宛にお願い致します。

調査部 金融・財政研究センター

湯元、蜂屋、古澤

tel 03-3288-4737、4522、4254

e-mail hachiya.katsuhiko@jri.co.jp